

## 障がい福祉サービス利用の流れ

「障がい福祉サービス」をご利用頂く為には「サービス利用計画」が必要です。サービス利用計画の作成については、市で指定を受けた「相談支援事業所」の「相談支援専門員」が、障がいのある方やご家族の困りごとをお聞きし作成致しますので、安心してお任せ下さい。また、サービス利用中にサービス内容に追加・変更がある場合にも相談支援専門員にご相談頂くことができます。

どのようなことで困っているのか？どのような生活を望んでいるのか？こんなサービスを利用したい。

お住まいの地区のあんしん相談センターに相談をします。

辰口あんしん相談センター  
☎51-7771

寺井あんしん相談センター  
☎58-6117

根上あんしん相談センター  
☎55-5626

地区のあんしん相談センターからサービス利用についての流れを説明します。

相談支援事業所を選んでいただきます。

相談支援専門員と顔合わせを行います。

相談支援専門員と事業所の見学や体験

市にサービス利用の申請書を提出します。

認定調査員が面接・サービス利用のための調査をします。

生活全般の支援計画(案) サービス利用計画案を相談支援専門員が作成します。

計画(案)を確認して「これでいい。」と思ったら、同意し署名をします。

支援計画(案)をもとに市役所が支給決定の判断

受給者証の発行

サービス利用計画を相談支援専門員が作成、サービス担当者会議を開きます。

サービス利用開始

サービスを利用して、望む生活が送れているかどうか？などを定期的を確認します。(モニタリング)

相談支援専門員が定期的にサービスの内容について見直しの聞き取りを行います。サービスの利用変更などありましたら、相談支援専門員にお伝えください。

## 相談支援とは？

- 相談支援専門員は、生活全般のお話を聞き、どのような生活を望んでいるかを一緒に考えます。
- どんなサービスが利用できるのか？どんな事業所があるのか？をお伝えします。

介護給付サービスの利用については、審査会が行われます。調査書と医師の診断書をもとに審査会（月1回）が行われ、障害支援区分が決定します。

【介護給付サービスの種類】

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 短期入所（ホームステイ）
- 生活介護
- 施設入所支援
- 重度障害者等包括支援
- 療養介護

利用が決定したら利用するサービス提供事業所も入りみんなでこれからの支援体制について確認する会 サービス担当者会議を開きます。



© 2024 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L643307

—障がいのある方とご家族へ—

## のみ福祉つながるマップ

～安心でよりよい生活を実現するために～

## 【マップ掲載内容】

## ●相談支援事業所について

1. 児童系サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）
2. 就労系サービス（就労継続支援A型、B型・就労移行支援）
3. 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・地域活動支援センター）
4. 住まい系サービス（グループホーム・短期入所・施設入所支援）
5. 訪問系サービス（居宅介護・移動支援・行動援護・同行援護・訪問看護）

地域の障がいのある方が利用できる福祉サービス事業所の詳細な情報を記載することで、自分に合ったサービスを選択できるように作成しました。

能美市地域自立支援協議会 事務局（能美市役所内）



QRコード

令和6年9月発行